

令和4年度

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

～さらなる輸送の安全に向けて～



令和5年6月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）において、運送事業者は「輸送の安全が最も重要であることを自覚」とされています。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、経営トップから現場まで一体となって輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これらを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程を定め、その着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、市バスの輸送の安全に関する基本方針、令和 4 年度に実施した輸送の安全に関する事項、令和 5 年度の目標と取組等の情報についてとりまとめたもので、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）に基づき公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目次

I	運輸安全マネジメントに関する体制	1
1	安全管理規程	
2	輸送の安全に関する基本的な方針	
3	輸送の安全に関する重点施策	
4	輸送の安全に関する目標	
5	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
6	事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
7	安全統括管理者	
II	令和4年度の輸送の安全に関する事項	3
1	令和4年度の目標	
2	令和4年度を取組	
3	令和4年度を取組結果	
4	令和4年度の総括	
III	令和5年度の輸送の安全に関する事項	13
1	令和5年度の目標	
2	令和5年度を取組	
	参考資料	20
1	川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程	
2	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統	
3	事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
4	一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について	

I 運輸安全マネジメントに関する体制

1 安全管理規程

川崎市バスでは、道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」といいます。）を制定しています。（20ページ「参考資料1」参照）

2 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程第4条の規定に基づき、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、川崎市交通局安全方針（以下「安全方針」といいます。）を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成23年6月9日改正

3 輸送の安全に関する重点施策

「安全方針」に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

4 輸送の安全に関する目標

安全方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定することとしています。

5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全を確保するための組織として、経営トップ、安全統括管理者、輸送安全推進責任者、輸送安全推進員等を構成員とした「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。（24 ページ「参考資料 2」参照）

6 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条に定める重大事故や災害等が発生した場合の速やかな伝達のため「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。（25 ページ「参考資料 3」参照）

7 安全統括管理者

運行管理業務を統括管理し、輸送の安全を確保するため、道路運送法第 22 条の 2 第 4 項の規定に基づき、安全統括管理者を選任しています。

Ⅱ 令和4年度の輸送の安全に関する事項

1 令和4年度の目標

輸送の安全の確保に向けた具体的な指標として、令和4年度は、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とし、重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止を「重点取組事項」として設定するとともに、運転手の確認の徹底により防ぐことができる事故である「静止物接触事故」及び「車内人身事故」について「指標を設定して取り組む事故種別」としたうえで、取組を推進しました。

【設定目標】

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【指標を設定して取り組む事故種別（有責事故）】

静止物接触事故 11件以下
車内人身事故 6件以下

2 令和4年度を取組

(1) 安全最優先の徹底

①「安全方針」の周知徹底等

- ・川崎市交通局安全方針の全職場での掲示
- ・研修等における説明、唱和等、あらゆる機会を通じて全職員に周知徹底
- ・内容の見直しに向けた検討を実施

②コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ・酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等の法令遵守について、点呼執行、研修、営業所掲示等、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・添乗観察、街頭指導※等による運転手の法令遵守状況の確認・指導
※駅や停留所などにおける運転手への注意喚起など
- ・事故等の惹起者に対する個別指導教育による再発防止の徹底
- ・所轄警察署の警察官を招いての法令遵守に関する特別講話（鷲ヶ峰営業所）

(2) 事故防止対策の実施

①重点取組事項に基づく対策の実施

- ・「自転車関係事故」の防止対策として、自転車への原則追従、自転車の危険行動の予測、自転車に注意すべき箇所に関するマップを営業所ごとに作成し情報を共有、主要駅等の自転車等駐車場への注意喚起看板の改良及び増設
- ・「運転手実技研修」による防止対策として、自転車の追抜き・追抜かれ体験、死角・内輪差体験、強めの制動や発車時・停車時の反動体験、高齢者疑似体験等、それぞれの事故防止目標に応じた体験型研修の対象者を拡大して実施

②設定した指標に関する対策の実施

- ・「静止物接触事故」の防止対策として、バスターミナル内での気の緩み、慣れ、慢心を排除するため、主要バスターミナル等における街頭指導、早朝点呼立会い等を実施
- ・「車内人身事故」の防止対策として、着座・つかまり確認の徹底、注意喚起の車内アナウンスの活用、車内事故防止啓発用ポケットティッシュの配布等を実施

- ・「運転手実技研修」において防止対策として、自転車の追抜き・追抜かれ体験、死角・内輪差体験、強めの制動や発車時・停車時の反動体験、高齢者疑似体験等、それぞれの事故防止目標に応じた体験型研修の対象者を拡大して実施【再掲】

③添乗観察の実施

民間委託と局職員による添乗観察を組み合わせ実施し、結果に基づき安全な扉操作や発車時の注意喚起などについて指導

実施内容	実施回数
民間委託による添乗観察	延べ 578 回（委託営業所を含む全運転手 1 回以上）
職員による添乗観察	延べ 355 回（民間委託による添乗観察の成績不良者、個別指導教育実施者等）

④運転手研修の実施

- ・国土交通省の告示に基づき、事故の発生傾向等を反映させた事故防止研修を実施
- ・民間の教習所施設を貸し切り、実車等を用いて実施する体験型の運転手実技研修について、対象者を拡大して実施
- ・交通安全研修において、所轄警察署の警察官を招いた交通安全講話を実施
- ・車椅子、二人乗りベビーカーの取扱いについての研修を全運転手対象に実施
- ・エコドライブ指導者研修への職長の派遣と受講内容の映像化による共有

⑤適性診断の実施

一般適性診断、初任診断等を実施し、診断結果に基づく個別指導を実施

実施内容	対象者	実施頻度	実施人数
一般適性診断	全運転手	3年ごと	120人
初任診断	新規採用運転手	採用時	3人
適齢診断	65歳以上の運転手	3年ごと	11人
特定診断	特定運転手	—	3人

⑥運転手への個別指導教育の実施

- ・研修センターにおいて、事故、経路誤り、運行関係苦情等惹起者、接遇関係苦情惹起者
その他営業所長が必要と認める者に対する個別指導教育を実施

実施内容	対象者	実施回数
安全運転指導教育	事故惹起者	27回
特別指導教育	経路誤り惹起者	7回
	運行関係苦情等惹起者	2回
接遇指導教育	接遇関係苦情惹起者	1回

※指導内容に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づく指導教育を実施

- ・個別指導教育実施後、指導教育の効果が定着するまで添乗観察を継続
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能※を活用し、データに基づいた運転手指導を試行的に実施

※車両の速度、エンジン回転数、急発進、急加速、急減速等のデータを計測・記録する機能

⑦危機管理対応

- ・重大事故を想定し、本局と営業所の連携による情報収集・伝達のシミュレーションを行う重大事故通報訓練を実施
- ・川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回の実施
- ・運転手の健康管理の徹底による健康起因事故の防止

⑧情報共有の推進

- ・有責事故発生件数に関する目標・指標を研修資料として運転手に配付及び営業所での掲示等により周知徹底

- ・自転車に注意すべき箇所に関するマップを営業所ごとに作成し情報を共有【再掲】
- ・事故発生時に、事故速報を全営業所で共有
- ・ヒヤリ・ハット情報の報告促進とともに、ヒヤリ・ハットマップの映像化を実施
- ・事故、ヒヤリ・ハットに関するドライブレコーダー映像を活用した研修等の実施
- ・「車両接触事故」「自転車等関係事故」等、事故種別ごとにまとめ工夫した映像視聴による安全意識の向上
- ・職長運転手を中心とした運転手グループ制を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を実施

⑨交通安全運動等の実施

事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自に「無事故運動」を年2回実施

実施運動名（連携団体等）	実施時期
春の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）	4月6日～4月15日
6月無事故運動（川崎市交通局独自）	6月1日～6月10日
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）	6月1日～8月31日
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）	7月1日～7月31日
夏季の輸送安全総点検（国土交通省）	7月1日～8月31日
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	7月11日～7月20日
秋の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）	9月21日～9月30日
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	12月11日～12月20日
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）	12月10日～1月10日
2月無事故運動（川崎市交通局独自）	2月1日～2月10日

⑩営業所の地域特性等に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会を中心として、各営業所で地域特性等に応じた事故防止対策を実施
- ・営業所ごとの無事故達成に向けた取組の推進

⑪啓発活動の実施

- ・小学校、警察署、区役所等と連携し、市バス車両を使用した「交通安全・バリアフリー教室」を実施
- ・交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットを市内小学校へ配布
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所に来所した高齢者に配布
- ・主要駅等の自転車等駐車場への注意喚起看板の改良及び増設【再掲】

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・運行管理者研修において、運転手一人ひとりの特性や季節、時間帯等に応じた点呼手法などの運行管理者のスキルを向上させることにより、点呼時において効果的な注意喚起を実施
- ・交通安全運動期間等において、安全統括管理者および営業所担当係長による点呼の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達

全営業所の点呼場周辺に設置している大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）に、ヒヤリ・ハット映像等の情報を掲出（直営営業所に各1機増設）

(4) 経路誤りに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・「基本動作の習慣化」や「発生が多い指定交差点での行き先アナウンス」などの経路誤り防止対策や、経路誤りの発生傾向などについて、研修・点呼での周知徹底
- ・経路誤り防止対策の実施や適切な経路復帰について、映像を用いた周知を実施
- ・毎月、営業所ごとに経路誤り防止強化日を設定し、点呼での注意喚起等を実施
- ・経路誤り防止運動を実施（7月、11月、2月）し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用した経路誤り防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施
- ・経路誤りの発生傾向を踏まえ、昨年度特に経路誤りが多かった路線を中心に、交差点、手前停留所において、職長及び営業所運行管理者、安全・サービス課職員による街頭指導を実施

※「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認

「指定交差点」：経路誤りが発生しやすい交差点（犬蔵交差点や河原町交差点等市内18カ所）

②添乗観察による指導

経路誤り防止対策やアナウンスの徹底について、添乗観察による確認・指導

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の経路誤り防止対策についての情報交換、協議等
- ・経路誤りが発生しやすい交差点での各防止対策の見直しについて検討

④経路誤り発生時に備えた取組

運転手及び運行管理者を対象とした経路誤り発生時対応訓練を実施

⑤再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示し、情報共有するとともに、点呼での注意喚起を実施
- ・発生箇所における、職長等営業所職員及び安全・サービス課による街頭指導の実施

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

ア 運転手研修

- ・全運転手を対象とした営業所研修のほか、運転手のキャリアに応じた階層別研修、外部講師による派遣研修を実施
- ・障害者差別解消法の理解や車いす、ベビーカーの取扱い、接遇などの研修を実施

研修名		対象者/受講人数		実施時期
営業所研修	事故防止研修	全運転手		6月、2月
	非常用具・車椅子等取扱講習			12月
	運転手グループワーク研修			1～2月
	サービス向上研修			5月、9月、12月、1月
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）	80人	2月
	新規採用者等研修	新規採用運転手	2人	採用時
	職長研修	新任職長運転手	該当者なし	—
派遣研修	運転手実技研修	採用5年経過運転手、職長運転手、養成運転手、実務経験の浅い運転手 55歳以上運転手、営業所推薦運転手	75人	4、5、6、 9、10、11月
	市民救命士研修	新規採用運転手	2人	11月
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	3人	6月

イ 運行管理者等研修

専門知識を要する運行管理者の計画的な育成や、職員の安全意識の向上を目的とした研修の実施

研修名		対象者／受講人数		実施時期
階層別研修	運行管理者研修（初任）	営業所事務職（経験1年目）	該当者なし	－
	運行管理者研修（一般）	営業所事務職（経験4年以上）	5人	8、9、12、 1月
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員	1人	4月
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等	該当者なし	－
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）	15人	分散実施
	運行管理者研修	本局・営業所担当職員	－	中止
	適性診断活用講座	営業所新任係長	該当者なし	－
	ガイドラインセミナー	本局担当職員	1人	11月
	リスク管理セミナー	本局担当職員	該当者なし	－
	内部監査セミナー	本局担当職員	該当者なし	－
	整備管理者研修会	整備職員	13人	11月
	整備主任者技術研修会	整備職員	5人	2月

②職員のモチベーションの向上

- ・無事故表彰の実施

個人表彰対象者に35年無事故表彰を新たに設定し、20年表彰以上については、表彰状に加え新たに記念品（盾）を贈呈。

営業所無事故200日達成時には、表彰状に加え、新たに記念品を贈呈

対象	営業所	運転手
表彰期間	100日毎（200日、300日には記念品）	5年毎
受賞者	100日：上平間（3回）井田（1回） 200日：上平間（1回）井田（1回）	5年：13人、10年：8人、15年：4人 20年：10人、25年：11人、30年：3人 35年：2人

- ・職員表彰の実施

安全等に係る模範的な取組の表彰

種別	人数
市長表彰	0人
局長表彰	1人
所属長表彰	6人

- ・表彰受賞歴等をバス車内名刺へ掲出

- ・標語コンクールの実施

事故防止や接客サービスの意識向上を図るため、「標語コンクール」を実施

テーマ	被表彰者
バス車内事故防止	5人
車内アナウンス	5人

- ・神奈川県バス協会標語コンクールへの応募

テーマ	被表彰者
バス車内事故防止	2人

- ・運転技術の向上のため、ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用した自己の運転の振り返りを試行実施

③職員の健康管理

- ・定期健康診断の実施（全職員）
- ・SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の実施（82人）
- ・運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診を実施（130人）
- ・運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査を実施（72人）
- ・産業医及び保健相談員による保健指導を実施
- ・インフルエンザ予防接種の助成を実施

④職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

- ・新規採用職員、養成運転手等に対し、指導者として教習を実施
- ・運転手実技研修において、参加者に対し、実車により模範となる運転技能を直接指導
- ・運転手グループワーク研修において進行、議論の牽引、意見のとりまとめを実施
- ・職長運転手と本局職員で、営業所や職長運転手の課題認識について議論を行い、課題解決に向けた取組を実施
- ・エコドライブ指導者研修において習得した知識や技術について、受講内容の映像化による情報共有を実施【再掲】

(6) 災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・重大事故の発生を想定し本局と営業所の連携による情報収集・伝達のシミュレーションを行う重大事故通報訓練を実施【再掲】
- ・バスの非常口やタイヤチェーン、消火器の使用方法などについて、非常用具・車椅子等取扱講習による定期的な知識の更新を実施
- ・地震、台風のシミュレーション訓練を実施し訓練結果を踏まえ、「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを実施
- ・市バスナビ等の情報配信や、電話対応などの訓練を実施
- ・川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回の実施【再掲】

②バス非常時連絡体制の確保

- ・災害時等に、非常時連絡用無線機を活用し、運行指示や運行に係る情報を収集

③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施

- ・手洗い、アルコール手指消毒、マスク着用の徹底
- ・出勤前及び点呼時の検温等の健康確認の徹底
- ・バス車内の「抗ウイルス・抗菌コーティング」の実施
- ・換気扇の使用や、走行時の窓開け（雨天時を除く。）などによるバス車内の換気
- ・運転席周辺、各営業所乗車券発売窓口、乗車券発売所等へのアクリル板又はビニールカーテンの設置
- ・営業所内の「抗ウイルス・抗菌コーティング」の実施
- ・サーキュレーターによる営業所の換気の実施
- ・感染防止の取組について動画を作製し掲出（車内抗菌コーティング編、換気編）

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

① マネジメントレビューの実施

安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善を実施（4回）

② 情報共有の推進

- ・ 輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長及び安全統括管理者と直営営業所職員との意見交換を職種毎に実施（12月）
- ・ 職長運転手を中心とした運転手のグループ制を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を実施【再掲】
- ・ 運転手グループワーク研修を実施し、運行に係る身近なテーマについて運転手一人ひとりが考え発言することで、運転手同士で安全やサービスについての認識を共有
- ・ 各研修実施後の受講者アンケートにおいて、現場からの意見や情報を収集

③ 内部監査の実施

安全に係る取組について、鷲ヶ峰営業所（12月）及び交通局長（2月）を対象とした内部監査を実施

④ 貸切バス評価認定の取組

- ・ 日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクである三ツ星評価を維持するための適切な取組を実施（令和3年12月27日に三ツ星評価取得）
- ・ 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表

(8) 輸送の安全に関する実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に執行

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	363,408千円
運行管理に関する費用	93,524千円
適性診断・研修に関する費用	5,891千円
健康診断に関する費用	13,842千円
合 計	476,665千円

3 令和4年度の取組結果

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

	目標	発生件数
走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数	0.28 件以下	0.30 件

〔走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数の推移〕

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
車両数		349 両	348 両	347 両	317 両	313 両
総走行距離		13,093 千 km	12,883 千 km	12,352 千 km	11,764 千 km	11,247 千 km
有責事故件数 (責任割合 1%以上)		36 件	36 件	50 件	42 件	34 件
走行距離 10 万 km 当 たりの有責 事故件数	川崎市	0.28 件	0.28 件	0.40 件	0.36 件	0.30 件
	大都市公営 事業者平均	0.65 件	0.52 件	0.52 件	0.47 件	—

※走行距離 10 万 km 当たりの事故発生件数 事故発生件数 ÷ 総走行距離 × 10 万 km

(2) 重点取組事項及び発生件数

重点取組事項	発生件数
重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止	2 件

(3) 指標を設定した事故種別の目標及び発生件数

事故種別	目標	発生件数
静止物接触事故	11 件以下	10 件
車内人身事故	6 件以下	2 件

【事故件数の推移】

(単位：件)

事故種別	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)
静止物接触	17	17	47.2%	17	17	47.2%	26	26	52.0%	11	11	26.2%	10	10	29.4%
車内人身	8	6	16.7%	14	10	27.8%	9	7	14.0%	10	7	16.7%	9	2	5.9%
自転車関係	4	2	5.5%	4	3	8.3%	2	2	4.0%	7	5	11.9%	5	2	5.9%
通行人接触	0	0	0.0%	2	2	5.6%	3	2	4.0%	2	2	4.7%	3	2	5.0%
車両接触	36	10	27.8%	43	3	8.3%	32	12	24.0%	45	16	38.1%	42	17	50.0%
その他	1	1	2.8%	1	1	2.8%	1	1	2.0%	4	1	2.4%	3	1	2.9%
合計	66	36	100.0%	81	36	100.0%	73	50	100.0%	79	42	100.0%	72	34	100.0%

(4) 経路誤りの発生件数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経路誤り発生件数	18 件	16 件	11 件	21 件	9 件

(5) 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

① 事故報告件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事故報告件数※	3件	0件	0件	1件	3件
内有責事故件数（責任割合1%以上）	2件	0件	0件	0件	1件

※事故報告件数には運転手の疾病による運転手の交代を含む

② 車両路上故障報告件数

路上故障	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	27件	22件	28件	28件	25件

[内訳]

故障箇所	原動機関係	シャシ関係 (変速機、タイヤ等)	シャシその他 (エア関係等)	ワンマン装置関係	電気装置関係
件数	11件	6件	5件	0件	3件

4 令和4年度の総括

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を継続する中で、目標の達成に向け様々な取組を進めてまいりました。

特に、運転手実技研修においては、対象者のさらなる拡大などを行う中で、お客様をはじめとする他者の立場の理解、職長運転手の直接指導、自己の振り返りなどによる技能向上を行ってまいりました。また、運行管理者研修においては、運転手に視聴させるための事故映像等の編集作業などを通して、運行管理者としての安全意識、伝え方などの業務スキルの向上を行いました。

デジタルタコグラフについては、しきい値等の設定を調整しながら得た運転データを職長運転手等に配布し自己の運転の確認を行ったほか、ドライブレコーダー映像にデジタルタコグラフの客観的なデータを合わせて個別指導教育に活用してまいりました。

また、重点取組事項である「自転車関係事故」の防止に向け、従来を取組に加え自転車に注意すべき箇所のマップの作成等も行っていました。

こうした取組の実施や効果等については、マネジメントレビューで進捗管理を行うなど、運輸安全マネジメントを推進し、事故防止には一定の効果があったものと考えております。

これらの結果、有責事故発生件数は10万km当たり0.30件発生し目標は達成できませんでした。令和3年度と比較し件数は8件減少し34件となり、令和4年度を含む直近5年間でも最も少ない件数でした。また、指標を設定して取り組んだ「静止物接触事故」及び「車内人身事故」については、それぞれ目標を達成することができました。重点取組事項である「自転車関係事故」についても、令和3年度と比較し3件減少し2件となりました。

しかしながら、令和4年度は、道路標識等に接触させる静止物接触事故や、着座前発車による車内人身事故、事故に至らなかったものお客様が携帯電話等を操作し、つり革や握り棒に掴まっていなかったことが原因で転倒する事案等が見受けられたこと、また、無責事故を含めた車両接触事故も依然として発生していることなどから、情報の収集と共有、啓発活動等、引き続き対策が必要であると考えます。

経路誤りについては、令和4年3月に菅生車庫が鷲ヶ峰営業所へ統合された直後、地理に不慣れな中で経路誤りを発生させたものの、職長等による街頭指導の実施を進めてきた結果、令和3年度と比較し大幅に減少し、令和4年度を含む直近5年間で最も少ない9件となりました。引き続き対策を継続していくことが重要であると考えます。

車両路上故障については、日常点検や定期点検の確実な実施、各種装置・機器の計画的なメンテナンスによる予防整備を進めた結果、令和3年度と比較し3件減少し25件となりました。

これらの結果を踏まえ、次の取り組みに反映し再発防止及び発生予防に取り組むことで、運輸安全マネジメントを推進してまいります。

Ⅲ 令和5年度の輸送の安全に関する事項

令和4年度の事故については、「静止物接触事故」「車内人身事故」のいずれの事故件数目標は達成できました。しかしながら、道路標識への静止物接触事故や、着座前発車による車内人身事故、事故に至らないもののお客様が携帯電話等を操作し、つり革や握り棒に掴っていなかったことが原因で転倒する事案が見受けられたこと、また、無責事故を含めた車両接触事故が依然として多く発生していることなど、引き続きの対策が必要であると認識しています。

令和5年度は、道路の環境の変化をいち早く捉え情報共有することや、着座確認の徹底、お客様への啓発の強化、デジタルサイネージの活用や研修等において事故映像やヒヤリ・ハット映像を活用した事故の疑似体験数を昨年度以上に増やし、安全意識や危険予測・回避能力の向上をさらに進めるとともに、添乗観察結果等に基づくデジタルタコグラフの客観的なデータを活用した指導や点呼時の注意喚起等を継続することで事故防止に取り組みます。

また、運転手実技研修については、お客様をはじめとする他者の立場に立った理解や、職長運転手からの直接指導、自己の振り返りなどによる技術向上などに引き続き取り組みます。運行管理者研修については、道路環境等の変化をいち早く捉え運転手へ伝達するための情報収集方法の検討を行うなど、安全意識のさらなる向上に取り組みます。

経路誤りについては、再び増加しないようこれまでの取り組みについて再度確認するとともに、路線再編等の際には、それに合わせた街頭指導等を実施します。

車両路上故障については、新たな故障事例や対策を営業所間で情報共有するなど、類似案件を防止するとともに、運転手からの聞き取りによる情報共有や、日常点検、定期点検等を確実に実行し、計画的な予防整備を引き続き実施し車両路上故障削減に努めます。

なお、「川崎市交通局安全方針」について、前回改正から10年以上が経過していることや、今後の業務を着実に遂行するためには、今一度初心に帰り、心得を再チェックし法令等を遵守するという強い気持ちを改めて持つ必要があることから、令和5年度に改正を行いました。

新しい「川崎市交通局安全方針」のもと、交通局全職員が法令やルール等を理解し、それぞれの職種において常にプロ意識を持ち、運輸安全マネジメントを着実に推進することで、市民やお客様への質の高いサービスの提供を目指します。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざし、常にプロ意識を持って次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を理解し、確実に守ります。
- 3 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。
- 4 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。

令和5年4月1日改正

1 令和5年度の目標

輸送の安全に関する目標としては、有責事故発生件数を具体的な指標として設定していますが、令和4年度も当該目標を達成することができなかつたことを踏まえ、引き続き走行距離10万km当たりの発生件数「0.28件以下」を目標とします。

重点取組事項については、自転車の危険な走行により、事故に至らずとも運行の停止につながる場合もあることや、令和5年7月の道路交通法の改正により、電動キックボードの規制が緩和されることを踏まえ、「自転車等関係事故」の防止として設定します。

また、指標を設定して取り組む事故種別としては、運転手の確認の徹底により防ぐことができる事故であることなどから、引き続き「静止物接触事故」と「車内人身事故」を設定します。

〔設定目標〕

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

【重点取組事項】

「自転車等関係事故」の防止

【指標を設定して取り組む事故種別（有責事故）】

静止物接触事故 11件以下

車内人身事故 6件以下

2 令和5年度を取組（下線は新たに実施する取組又は拡充する取組）

（1）安全最優先の徹底

安全管理の基本となる改正した川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス（法令遵守）について、経営トップである交通局長や安全統括管理者等による主体的な取組の下、引き続き全職員で徹底

（2）事故防止対策の実施

①重点取組事項に基づく取組

「自転車等関係事故」の防止

ア 運転手による対策

- ・原則として自転車には追従
- ・やむを得ない自転車追越し時における安全な距離の確保の徹底
- ・自転車等の危険な行動を予測する運転の実施
- ・接近する自転車を確認し、降車扉の安全な開扉の徹底

イ 予防的対策

- ・主要駅等の自転車等駐車場に設置している注意喚起看板の改良
- ・特に自転車等に注意すべき箇所について作成したマップの更新による情報共有を実施
- ・運転手を自転車に乗せ、バスに追抜かれる体験をさせることで、自転車利用者の態様を理解させ、安全な追抜きに必要な距離について指導（運転手実技研修）
- ・電動キックボードに関する法令の内容や注意すべき点などについて周知

②設定した指標に関する取組

ア 「静止物接触事故」の防止

（ア）運転手による対策

- ・バスターミナル内での気の緩み・慣れ・慢心の排除及び一般車両の動向の注視
- ・停留所進入時の周辺状況の見極めと速度抑制の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確保

- ・信号待ちや乗降扱い時のパーキングブレーキ使用の徹底
- ・やむを得ず後退する場合の安全確認の徹底

(イ) 予防的対策

- ・主要バスターミナル等における街頭指導
- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・障害物を避けての停留所正着・発車訓練などにより、周囲の状況確認の重要性やリアオーバーハング・内輪差について指導（運転手実技研修）
- ・道路環境の変化について情報を収集、運転手へ適切な指示が行えるよう、運行管理者研修で方法を検討

イ 「車内人身事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・着座・つかまり確認の徹底
- ・注意喚起の車内アナウンスの積極的な活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮

(イ) 予防的対策

- ・点呼や掲示物、デジタルサイネージ映像による「3秒待つてからの発車」の周知
- ・運転訓練車の機能等を活用し、前後の動揺を計測しながら、動揺の少ないブレーキ操作について指導を実施（運転手実技研修）
- ・高齢者疑似体験グッズを装着し、走行時の動揺や着座前発車などを体験させることで、危険な運転が起こす動揺や着座前発車の危険性について指導（運転手実技研修）
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所などにおいて配布
- ・車内掲示物等によりお客様向けの啓発を強化

③ 添乗観察の実施

調査員（民間委託）や職員（指導担当など）、職長による添乗観察を組み合わせ実施し、結果に基づき安全な扉操作や発車時の注意喚起、丁寧な運転について助言、指導

④ 運転手研修の実施

- ・国土交通省の告示に基づき、事故の発生傾向等を反映させた事故防止研修を実施
- ・所轄警察署による交通安全講話により、電動キックボードなど関係法令の改訂内容や管轄路線における事故の発生傾向について知識を更新する交通安全研修を実施
- ・民間の教習所施設を貸し切り、実車等を用いて実施する体験型の運転手実技研修について継続実施

⑤ 適性診断の実施

- ・全運転手を対象とした一般適性診断（3年に1回程度実施）、新規採用運転手を対象とした初任診断、高齢運転手を対象とした適齢診断等を継続して実施
- ・診断結果を踏まえ、運転者の弱点やくせを理解させ、安全運転に活かすための個別指導を実施

⑥ 運転手への個別指導教育の実施

- ・事故、経路誤り惹起者等を対象とした指導教育において、事故映像の活用による再発防止の徹底
- ・惹起した事故等に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づき、安全な運転操作などについて指導
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用し、速度、回転数の超過や急加速・急減速・急旋回の発生回数などのデータに基づく運転手指導を実施（試行継続）

⑦危機管理対応

- ・大雨や降雪時、安全にバスが運行できるかを確認するための路線点検を実施
- ・運転手の健康管理の徹底による健康起因事故の防止
- ・車両更新に合わせてEDSS（ドライバー異常時対応システム）搭載車両を導入

⑧情報共有の推進

- ・「有責事故発生件数に関する目標」などについて、研修内容に反映、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時に、事故速報を全営業所で共有
- ・事故映像等を事故種別毎にまとめ、工夫した映像視聴による安全意識の向上を推進
- ・ヒヤリ・ハット情報の確実な報告を促進するとともに、ヒヤリ・ハットマップの映像化により、危険箇所の情報共有を推進

⑨交通安全運動等の実施

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施
- ・運動期間中の、安全・サービス課職員などによる街頭指導

実施運動名（連携団体等）
春の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）
6月無事故運動（川崎市交通局独自）
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）
夏季の輸送安全総点検（国土交通省）
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
秋の全国交通安全運動（内閣府・警察庁等）
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）
2月無事故運動（川崎市交通局独自）

⑩営業所の地域特性等に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会等を活用した、地域特性等に応じた事故防止対策の実施
- ・営業所ごとの無事故達成に向けた取組の推進

⑪啓発活動の実施

- ・小学校、警察署、関係機関等と連携し、市バス車両を使用した交通安全・バリアフリー教室を実施
- ・交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットをリニューアルし市内小学校へ配布
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所などにおいて配布

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・点呼の適正実施など、運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした研修を実施
- ・厳正な点呼執行を確保するため、交通安全運動期間等において安全統括管理者、営業所運行係長等による点呼の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達

- ・全営業所の点呼場周辺に設置している大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）に、ヒヤリ・ハット映像等の情報を掲出

(4) 経路誤りに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」などの経路誤り防止対策や、経路誤りの発生傾向について、研修や点呼での周知徹底
- ・経路誤り防止対策の徹底に向け、映像を用いた指導を実施
- ・毎月、営業所ごとに経路誤り防止強化日を設定し、点呼での注意喚起及び職長、安全・サービス課職員による街頭指導の実施
- ・経路誤り防止運動を実施し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用して経路誤り防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施
- ・定期的な街頭指導に加え、ダイヤ改正等に合わせた街頭指導

②添乗観察結果による指導

経路誤り防止対策やアナウンスの徹底について、添乗観察による確認を行い、不徹底者に対する指導を実施

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の経路誤り防止対策についての情報交換、協議等
- ・過去に経路誤りが発生した交差点における防止対策の見直しを検討

④経路誤り発生時に備えた取組

運転手及び運行管理者等を対象とした経路誤り発生時対応訓練

⑤再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示するとともに、デジタルサイネージによる情報共有及び点呼での注意喚起
- ・発生箇所における、営業所長、職長等による街頭指導

(5) 職員の人材育成の推進と組織の活性化

① 輸送の安全に関する研修の実施

運転手や運行管理者を対象とした職員研修を計画的に実施する

ア 運転手研修

	研修名	対象者
営業所研修	事故防止研修	全運転手
	非常用具・車椅子等取扱講習	
	運転手グループワーク研修	
	交通安全研修	
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）
	新規採用者等研修	新規採用運転手
	職長研修	新任職長運転手
派遣研修	運転手実技研修	採用5年経過運転手、職長運転手、養成運転手、実務経験の浅い運転手等
	市民救命士研修	新規採用運転手
	エコドライブ指導者研修	職長運転手

イ 運行管理者等研修

	研修名	対象者
階層別研修	運行管理者研修（初任）	営業所事務職（経験1年目・該当者なし）
	運行管理者研修（一般）	営業所事務職（経験4年以上）
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）
	運行管理者研修	本局・営業所担当職員
	適性診断活用講座	営業所新任係長
	ガイドラインセミナー	本局担当職員
	リスク管理セミナー	本局担当職員
	内部監査セミナー	本局担当職員
	整備管理者研修会	整備職員
	整備主任者技術研修会	整備職員

② 職員のモチベーションの向上

- ・ 営業所及び運転手の無事故期間に応じた無事故表彰
- ・ 安全等に係る模範的な取組について職員表彰
- ・ 表彰受賞歴等のバス車内名刺への掲出
- ・ 事故防止や接客サービスの意識向上を図るため「標語コンクール」の実施
- ・ ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用した運転データの分析による、自己の運転の振り返り（試行継続）

③ 職員の健康管理

- ・ 定期健康診断（新たに眼科検診の実施）
- ・ SAS（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査（運転手）
- ・ 運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診（運転手）
- ・ 運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査（運転手）
- ・ 産業医及び保健相談員による保健指導
- ・ インフルエンザ予防接種の助成

④ 職長運転手の活用及び自己研鑽の推進

- ・ 新規採用職員、養成運転手等に対し指導者として実地教習の実施
- ・ 運転手実技研修において、参加者に対し実車により模範となる運転技能を直接指導

- ・運転手グループワーク研修において進行、議論の牽引、意見のとりまとめ
- ・職長運転手と本局職員の意見交換の場を設け、営業所の課題や職長運転手の活用に関する議論や情報共有
- ・添乗観察の実施と結果に基づき助言及び指導

(6) 災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・重大事故等を想定した重大事故通報訓練
- ・バスの非常口やタイヤチェーン、消火器の使用方法などについて、非常用具・車椅子等取扱講習による定期的な知識の更新
- ・地震、台風、大雪等の発生を想定した実践的な防災訓練や、必要に応じて「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組
- ・市バスナビ等の情報配信や電話対応訓練
- ・川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回

②バス非常時連絡体制の確保

災害時等に、非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報を収集

③感染予防対策の実施

- ・バス車内の「抗ウイルス・抗菌コーティング」
- ・換気扇や起終点における扉開け等によるバス車内の換気
- ・運転席周辺のビニールカーテンの設置

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

経営トップによるマネジメントレビュー（輸送安全委員会）

②情報共有の推進

- ・改正した川崎市交通局安全方針の趣旨を映像等を活用し交通局長から全職員へ周知
- ・交通局長及び安全統括管理者と営業所職員との意見交換や、各研修の機会を活用し、営業所職員からの意見や情報を積極的に収集するなど、情報交換の円滑化を推進
- ・職長運転手を中心とした運転手グループ制を活用した、運転手への安全に関する情報伝達や意見収集

③内部監査の実施

安全管理体制のチェックを継続して行うための内部監査を実施し、監査結果に基づく安全管理体制の改善

④貸切バス評価認定の取組

- ・貸切バス事業者安全性評価認定三ツ星評価の更新による三ツ星の維持
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表（26・27 ページ「参考資料 4」参照）

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ計画的な執行

区 分	費 用
車両・車載器に関する購入・修繕費	1, 847, 214千円
運行管理に関する費用	124, 175千円
適性診断・研修に関する費用	10, 722千円
健康診断に関する費用	18, 060千円
合 計	2, 000, 171千円

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
 - 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
 - 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第22条の2及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の輸送の安全に関する規定並びに「旅客自動車運送に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号。以下「運輸安全マネジメント指針」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、川崎市交通局の一般旅客自動車運送事業（以下「市バス事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営トップ

交通局において、経営に関する最高意思決定を行うとともに、最終的な経営責任を負う交通局長及び川崎市バス事業経営戦略会議（平成18年4月17日設置）の構成員であって、職員に対する指揮及び管理を行うものをいう。

(2) 運輸安全マネジメント

市バス事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、交通局長から事業に従業する全職員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善（Plan Do Check Act）の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(3) 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全統括管理者の指名する実施責任者が、運輸安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

(4) 関係法令等

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令（運送法、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等）及び告示並びにこの規程及び関係法令に基づいて交通局長が定めた川崎市交通局運転安全規範（昭和26年訓令第13号）、運行管理規程等を総称して「関係法令等」という。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 交通局長は、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針を別に定め、市バス事業に従事する全職員に対して周知するものとする。

2 輸送の安全に関する基本的な方針には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、市バス事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上に努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を外部に対し積極的に公表すること。

3 輸送の安全に関する基本的な方針は、必要に応じて見直すものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条に規定する輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

- 2 目標の設定にあたっては、必要に応じ、市バス事業全体の目標に加え、営業所における目標を設定するものとする。
- 3 第1項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、前条に掲げる目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を勘案して、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

- (1) 市バス事業における人材、車両、施設等の現状
 - (2) 過去の自動車事故の発生状況
 - (3) 乗務員の意見
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第8条 交通局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全に関する経営トップの責務は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる継続的な取組みを通じて、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。
 - (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、輸送安全管理体制の構築その他の必要な措置を講じること。
 - (3) 運送法第22条の2第6項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。

(輸送の安全を確保するための局内の組織)

第9条 交通局長は、関係法令等に基づいて選任した安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者によって、輸送の安全の確保に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、所属職員を指導及び監督するものとする。
- 3 職員は、第1項に定める者の指示を受けるほか、常に、安全性の向上に資する技能等を修得し、安全な運行等に努めるものとする。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合及び重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図によるものとする。
- 5 交通局に、運輸安全マネジメントを確実に実施するための輸送安全委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 交通局長は、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 交通局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第11条 運輸規則第47条の4第2号ハに規定する安全統括管理者の責務及び権限に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、交通局長に報告すること。
 - (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
 - (8) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- 2 安全統括管理者が不在の場合には、前項に規定する職務を自動車部安全・サービス課長が代理するものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(運輸安全マネジメントの適確な実施)

- 第12条** 第7条の規定に基づいて作成した輸送の安全に関する計画は、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる一連の過程に従い円滑に進め、着実かつ適確に実施するものとする。
- 2 前項に規定する計画の輸送の安全に係る関係法令等の遵守に関する事項のうち、飲酒運転の撲滅に係る事項は「飲酒運転防止対策マニュアル」(平成14年10月10日付け社団法人日本バス協会策定)に基づいて確実な対応を図るものとする。
- 3 輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行うものとする。
- 4 運送法第35条の規定により営業所を管理委託する場合における運輸安全マネジメントの適確な実施について、交通局と受託事業者は緊密に連携し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。
(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)
- 第13条** 輸送の安全に関する情報について、経営トップと職員との間における双方向の意思疎通が十分に行われるように意見交換その他の適切な方法により、適時適切に、その内容が局内全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。
- (1) 職員が経営トップに対して直接報告可能な手段を確保すること、又は輸送の安全に関する情報を報告した者について、不利益な取扱いをしない等の環境を整えること。
 - (2) 職員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに、速やかに適切な対処策を講じること。
- 2 輸送の安全に関する情報には、運行路線における事故多発地点等の危険箇所及びヒヤリ・ハットに関する情報、輸送安全機器の活用等事故防止に関する効果的な事例に関する情報等が含まれるものとする。
(事故、災害等に関する報告連絡体制等)
- 第14条** 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条各号に定める事故、若しくは災害等(輸送の安全を確保するための情報で、車両の不具合、事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関するリスク情報等を含む。)が発生した場合は、速やかに、別に定める報告連絡体制により局内、関係行政機関、事業者等に伝達されるように努めるものとする。
- 2 事故、災害等(以下「事故等」という。)が発生した場合の報告すべき内容は、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故等に関する必要な事項とする。
- 3 交通局全体で対応するような程度若しくは規模の重大な事故等(バスジャック、テロ等の発生により、通常の対応措置では対処できない事故等)が発生した場合に備え、必要に応じて、第1項で定めた要員の責任、権限等を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査、分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 「バスジャック対応マニュアル」(平成13年7月26日付け13川交営第525号)及び公共交通機関等におけるテロ対策の点検及び確認について、緊急時の安全対策の徹底を図るため、関係行政機関、事業者等と緊密な連携を図るとともに、職員に対して周知徹底を図るようすること。
 - (2) 通常の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを勘案し、責任、権限等の具体的な決定や適用にあたっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようすること。
 - (3) 必要な措置を実効的なものとするため、必要に応じ、訓練を計画すること若しくはバス協会等が主催する訓練に参加すること。
 - (4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析並びに再発防止策等への取組みについて、組織的に迅速かつ適確な対応を図るようすること。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、運輸安全マネジメントにおいて必要となる人材の育成のための教育及び研修は、「旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)及び「旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じる措置」(平成18年国土交通省告示第1088号)に基づいて、具体的な計画を作成し着実に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとし、この計画及び監査の対象項目、着眼点、報告書等の事務処理要領は別に定めるものとする。

2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 輸送の安全に関して、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、そのために必要な改善に関する方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2 旅客運送事業者に対する行政処分等の基準(平成14年1月17日付け国自総第412号国土交通省自動車局長通達等)の通則に規定する法令違反(輸送の安全に関する違反により重大事故を引き起こした場合における当該事故を含む。)で、悪質と認められる場合(「違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合」、「違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合」をいう。)に該当する事由で処分を受けたときは、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する情報の公表)

第18条 運輸規則第47条の7第1項の規定に基づいて定められた「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に関する事項」(平成18年9月19日国土交通省告示第1089号)について、毎事業年度の経過後100日以内に、外部に対し公表する。

2 運送法第27条第2項、第31条又は40条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の記録の管理等)

第19条 この規程は、市バス事業における業務の実態に応じ、定期的に若しくは適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正事項又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)に定めるところによる。

(施行の細則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

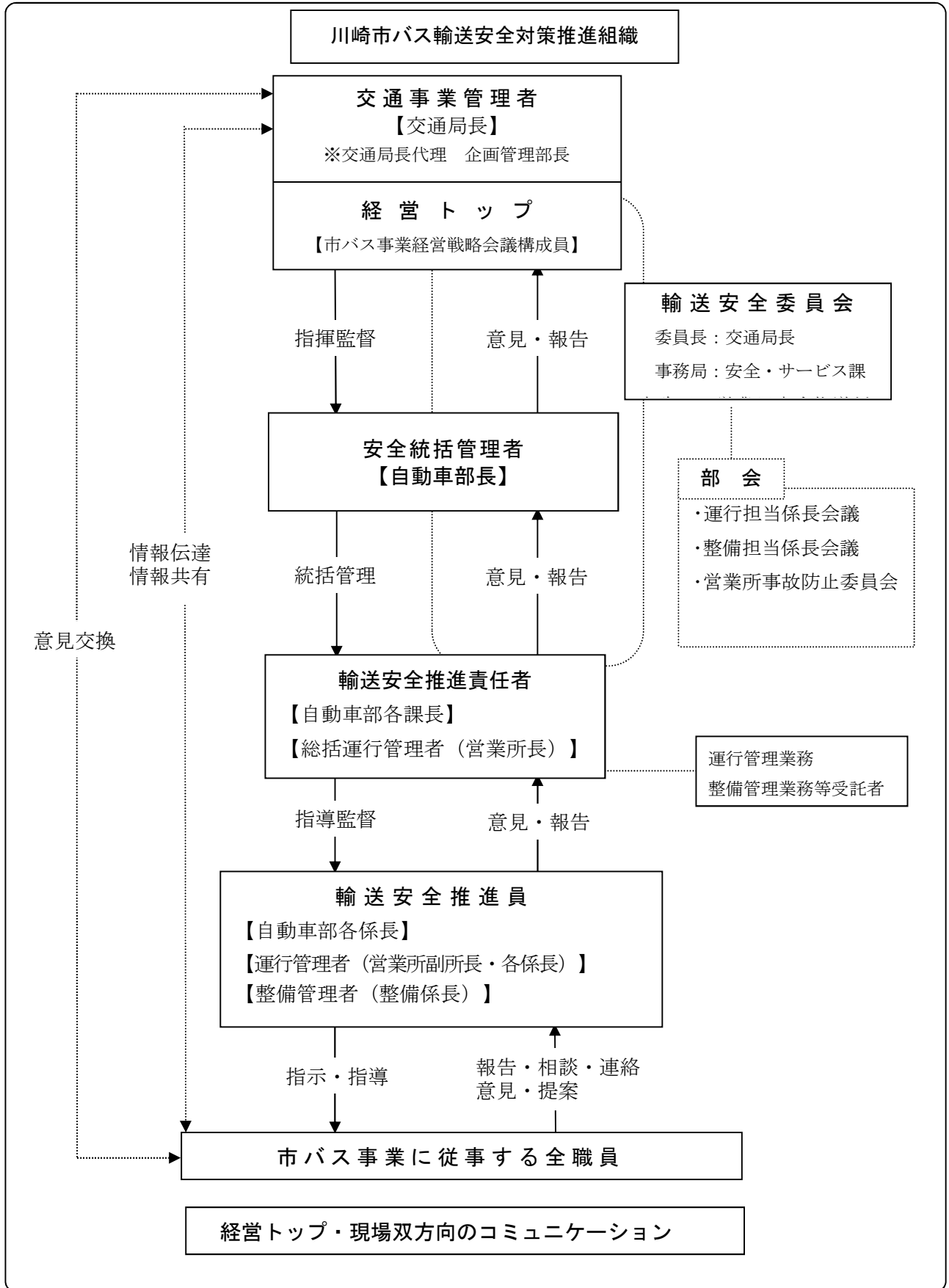
附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

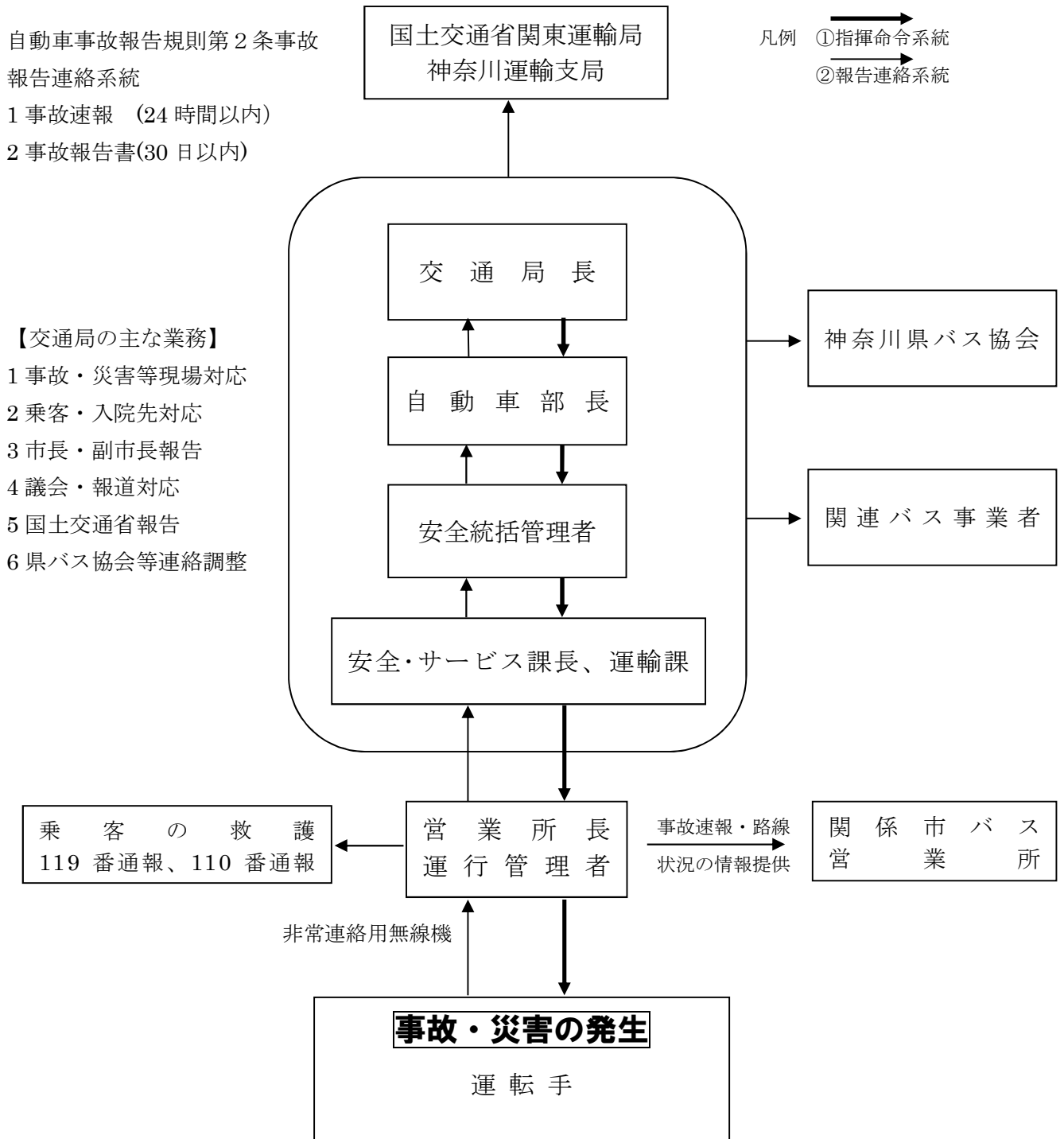
附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全・サービス課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 中上 一夫・交通局長（令和4年4月1日現在）

事業許可 平成16年関自旅一第1287号
営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 持田 正大
連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車庫庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷲ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	2箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（令和5年3月31日現在）

	車両数 (両)	年式(年)		ドライブレコーダー搭載 車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載 車両導入台数 (台)	ASV搭載 車両導入台数 (台)	主な運行の態様
		最古	最新				
大型	3	平成23年式	平成28年式	3	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
中型	2	平成26年式	平成26年式	2	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0						
平均車齢	大型	10年					
	中型	8年					
	小型						
任意保険等の加入状況（補償額）				対人保険	無制限	対物保険	500万

○人員体制に関する情報（令和5年3月31日現在）

運転手	正規(人)	嘱託(人)	派遣(人)	その他(人)	合計(人)
	328	27			355
運行管理者(人)	26				
	26				
整備管理者(人)	26				
	社会保険等 加入者(人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
	355	352	355	56	

○事故件数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

	管轄区域内
死亡事故件数(件)	0
重症事故件数(件)	0
軽症事故件数(件)	0
物損事故件数(件)	0
事故報告書提出件数(件)	0
健康起因事故件数(件)	0
(参考) 総走行キロ(km)	22,430

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

○郵送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

	年間実施回数
運転手研修	8回
運行管理者研修	4回
整備管理者研修	1回

○輸送の安全にかかわる内部監査

	実施の有無	実施回数	対象者	
内部監査	有	2回	自動車部	鷺ヶ峰営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
自動車部	無	—
塩浜営業所	無	—

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定	三ツ星
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	×
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規程の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	持田正大・交通局自動車部担当課長
安全統括管理者選任年月日	令和4年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規程の制定及び国への届出	有

備考

COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

2024年、川崎市は市制100周年をむかえます。